

○玉村町建設工事請負契約に係る指名基準

平成13年6月1日

告示第112号

改正 平成14年4月12日告示第89号

平成15年4月10日告示第106号

平成17年4月6日告示第124号

平成21年7月29日告示第175号

平成22年3月29日告示第68号

平成26年3月18日告示第1号

平成28年4月1日告示第89号

平成30年3月31日告示第105号

令和2年3月31日告示第111号

令和4年3月31日告示第94号

令和6年2月19日告示第20号

(目的)

第1条 この基準は、玉村町財務規則（平成12年規則第7号）第141条の規定に基づき、建設工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者等 町長及び契約担当者をいう。
- (2) 競争入札参加有資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、指名競争入札の参加者の資格を有するものをいう。
- (3) 客観数値 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査結果の総合評点をいう。

(4) 主観数値 次に掲げる事項について、直前2年間の完成工事につき監督職員、立会職員及び検査職員が付した工事成績に対し、 $5 + (\text{工事成績} - 65) \times 5$ により得た数値をいう。ただし、直前2年間に本町に係る工事経歴のない者は、この数値を付与しないものとする。

ア 施工体制 施工体制一般、現場代理人及び主任（監理）技術者について評定する。

イ 施工状況 施工状況一般、工程管理、安全対策及び対外関係について評定する。

ウ 出来形及び品質 出来形、品質及び出来栄えについて評定する。

(5) 総合数値 客観数値と主観数値の和をいう。

(6) 等級格付

区分		等級		
		A	B	C
競争入札参加有資格者				
総合数値	土木一式	900点以上	720点以上900点未満	720点未満
	ほ装	850点以上	670点以上850点未満	670点未満
	建築一式	850点以上	620点以上850点未満	620点未満
	水道施設	770点以上	550点以上770点未満	550点未満

(7) 発注標準金額

区分		等級		
		A	B	C
土木一式	土木	1,000万円以上	3,500万円未満	1,000万円未満
	下水道	2,000万円以上	4,000万円未満	2,000万円未満
ほ装		1,000万円以上	3,500万円未満	1,000万円未満
建築一式		3,000万円以上	500万円以上	3,000万円未満

		6, 000万円未満	
水道施設	1, 500万円以上	3, 500万円未満	1, 500万円未満

- (8) 発注工事 町が発注しようとする工事をいう。
- (9) 既発注工事 町が既に発注した工事をいう。
- (10) 当該等級 発注工事の設計価格に対応した等級をいう。

(指名の判断事項)

第3条 契約担当者等は、競争入札参加有資格者につき、次に掲げる事項を調査の上、次条の規定により指名を行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事についての技術的適性
- (7) 工事施工についての技術者の状況
- (8) 安全管理の状況
- (9) 労働福祉の状況

(指名方法)

第4条 契約担当者等は、指名競争入札を行う場合は総合数値により等級格付けされた者のうちから、当該等級に応じ、発注標準金額に対応させて指名するものとする。ただし、等級格付及び発注標準金額に定める工種以外のものは、その都度指名する。

2 前項の規定により指名する場合には、次の各号の1に該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 発注工事の施行場所付近に本社又は営業所を有する者
- (2) 発注工事と同種の工事を専業とする者
- (3) 既発注工事の施工成績が優秀な者
- (4) 発注工事が道路舗装工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事、シールド工事又は推進工事であって、次に掲げる工事が発注工事と同一業種で、

かつ、関連する場合における同工事の施工者

ア 最近2年間における施行済の既発注工事

イ 施行中の既発注工事、他官公庁工事及び民間工事

(直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名)

第5条 契約担当者等は、特に必要があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次項又は第3項の規定により、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内において、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

2 当該等級の直近上位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項各号の1に該当する者であるとき。

(2) 発注工事の予定価格が、当該等級に対応する発注標準金額の上限に近い工事であるとき。

3 当該等級の直近下位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項各号の1に該当する者であるとき。

(2) 発注工事の予定価格が、当該等級に対応する発注標準金額の下限に近い工事であるとき。

(直近上位以上の等級に属する者の指名)

第6条 契約担当者等は、次の各号の1に該当する場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該等級の直近上位以上の等級に属する者を指名することができる。

(1) 第4条第2項第1号に該当する者であるとき。

(2) 発注工事が特に急を要する工事であるとき。

(3) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施工上相当困難を伴う工事であるとき。

(4) 再度指名競争入札(指名替え)へ移行するとき。

(指名の制限)

第7条 契約担当者等は、次の各号の1に該当する者を指名することができない。

(1) 不誠実な行為がある者

- ア 玉村町建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成12年要綱第3—1号)に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
- イ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者
- ウ 既発注工事につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者
- エ アからウまでに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者

- (2) 経営状況が著しく不健全である者
  - (3) 同一の発注工事において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員及び共同企業体を指名した場合の当該共同企業体の構成員
  - (4) 第4条第2項第4号の規定にかかわらず、最近2年間における施工済みの既発注工事の工事成績が不良である者
  - (5) 発注工事に応じて公表する条件を満たさない者
  - (6) 前各号のほか、第3条各号に規定する事項を調査した結果、指名することが不適切と認められる者
- (指名業者数)

第8条 指名競争入札における指名業者数は、別表のとおりとする。ただし、発注工事が次の各号に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 高度の技術を要する工事
- (2) 発注機会が極めて少ない工事
- (3) 発注金額が1億円以上である工事においては、この基準による指名が可能な者を10人以上指名するものとする。
- (4) 前3号のほか、工事の性質又は目的により別表に掲げる業者数を指名することが困難である工事

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月12日告示第89号)

この告示は、平成14年4月12日から適用する。

附 則（平成15年4月10日告示第106号）

この告示は、平成15年4月10日から適用する。

附 則（平成17年4月6日告示第124号）

この告示は、平成17年4月6日から適用する。

附 則（平成21年7月29日告示第175号）

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日告示第68号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日告示第1号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第89号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日告示第105号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第111号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第94号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月19日告示第20号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	設計金額	業者数
1	2,500万円以上	6以上
2	500万円以上2,500万円未満	4以上
3	500万円未満	3以上